

令和3年第2回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年2月19日 午前10時00分		
	場 所	庁議室		
開 会 日 時	令和3年2月19日 午前10時00分			
閉 会 日 時	令和3年2月19日 午前10時54分			
出 席 委 員	田 辺 正 保			
	濱 秀 利			
	森 脇 直 美			
	成 澤 幸 恵			
欠 席 委 員				
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之		
委 員	委 員	森 脇 直 美		
会 議 出 席 者	教 育 長	酒 井 裕 之		
	事務局職員	管理課長	真里谷	隆
		指導室長	廣 瀬	巧
		管理課長補佐	車 塚	洋
		学校給食センター所長	櫻 庭 康	江
		生涯学習課長	早 川 知	記
		生涯学習課長補佐	小 池 裕	子
		海事記念館長	三 浦 博	哉
		情報館長	秋 田 裕	子
		スポーツ課長	高 橋 俊	彦
その他の者				

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第2号	議会の議決を得なければならない事件の申出について 【原案可決】
	議案第3号	議会の議決を得なければならない事件の申出について 【原案可決】
	議案第4号	令和3年度学校給食費の額の決定について【原案可決】
	議案第5号	令和3年度厚岸町教育行政執行方針の策定について 【原案可決】
	議案第6号	令和2年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について 【原案可決】
	追加議案第7号	厚岸町教育委員会職員の懲戒処分の決定について【原案可決】
6	(協 議)	
	協議第1号	令和2年度厚岸町立学校卒業式の参列者について【協議済】
7		閉会

令和3年第2回厚岸町教育委員会

令和3年2月19日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和3年第2回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日
2月19日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日2月19日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてですが、令和
3年1月22日に開催した第1回教育委員会の会議録の承認
であります。会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署
名済みでありますので、これをもちまして承認とさせてい
ただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてですが、
本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、
森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第2号「議会の議決を得なければならない
事件の申出について」を議題といたします。職員は、提
案理由と議案内容の説明をしてください。

- スポーツ課 長 ただいま上程いただきました、議案第2号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

【個人情報保護の観点から、削除する】

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、教育委員会職員による自動車事故に関して、相手方に与えた損害を賠償するため、町長への議案の申し出を行うことについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第3号、「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課 長 ただいま上程いただきました、議案第3号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

昭和49年建設の太田地区公民館は、平成23年の耐震診

断において「倒壊又は崩壊の危険がある」との判定結果及び平成27年度に新たに太田活性化施設が建設に伴い休館としていたところですが、耐震診断から10年が経過し、今後の活用の見込みがないことから公民館条例の一部改正により施設の廃止をいたしたく本案を提出するものであります。

改正内容につきましては、議案書により説明させていただきますので、別にお配りしている議案第3号説明資料の厚岸町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表については、参考としてあわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

第2条は、名称及び位置で、このうち太田地区公民館を削る改正であります。

第4条は、第2条の改正により、公民館が1つとなり、公民館間の連携を要しないことから条を削除とする改正であります。

第5条は、職員について公民館に館長及び主事を置くことに関する規定であります。条文中「及び太田地区公民館」を削る改正であります。

次に、別表の改正であります。別表は公民館及び公民館分館の使用料等を定めており、別表第1は各施設の使用料、別表第2は施設の電気使用料・暖房使用料、別表第3は葬祭使用料を定めております。

別表第1から別表第3までにつきましてはいずれも同様の改正で、表中の太田地区公民館部分を削る改正であります。

次に「附則」であります。

この条例は、令和3年3月31日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長 内容は、太田地区公民館の施設廃止にともなう、条例の一部改正議案の提案を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第4号「令和3年度学校給食費の額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●給食センター所長 ただ今、上程いただきました、議案第4「令和3年度学校給食費の額の決定について」、その提案理由をご説明申し上げます。

前回の第1回定例教育委員会で諮問のありました、令和3年度の学校給食費について、厚岸町学校給食センター管理条例第5条及び同条例施行規則第8条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

議案4ページをお開き願います。

本年2月8日に開催された令和2年度第2回厚岸町学校給食センター運営委員会から答申された給食費の額は、小学校212円、中学校261円とする内容で、今後も食材の高騰が予想されますが、献立等の工夫をしながら、安全・安心な給食の提供に努めてまい

ります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、令和3年度の小中学校給食費の額を決定することについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第5号「令和3年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第5号、「令和3年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」、その提案理由と内容について説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

教育行政執行方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により策定するため、今回、本案を提出するものであります。

教育行政執行方針については、教育委員会が所管する政策及び計画などについて策定しているところですが、総合教育会議で協議し、「厚岸町教育大綱」に示された四つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいりますが、他に関係法令や令和2年度の教育行

政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。

別途お配りしている教育行政執行方針の1ページをご覧ください。

序章となります。そして、第1の管理課・指導室所管事項については、1ページ下段の重点の1から5ページの重点の7までを策定しております。

第2の生涯学習課所管事項については、6ページ重点の1から8ページの重点の4までを策定しております。

第3のスポーツ課所管事項については、8ページ重点の1から9ページの重点の3までを策定しております。

教育行政執行方針については、事前にお配りしお目通しをされていることと理解しておりますし、先に、開催されました総合教育会議において重点項目及び新たな取り組み等について説明しご了承いただいているところであります。

重複となりますので、本日は詳しい説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明であります。令和3年度教育行政執行方針案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、令和3年度の教育行政執行方針についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第6号「令和2年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第6号「令和2年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、提案理由とその内容についてご説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく本案を提出するものであります。

なお、私からは、管理課の所管事項に関する主なものについてご説明いたします。

別途お配りしております議案第6号説明資料「令和2年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧ください。

まず、歳入であります。1ページをご覧ください。

左から款・項・目・補正前の額・補正額・計、右のページは節、そして説明欄となっております。それでは、説明いたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、557千円の増、1節教育総務費補助金683千円の減、

教育支援体制整備事業費補助金600千円の減、1/3補助の文部科学省「教育支援体制整備事業」による医療的ケア支援事業です。学校における日常的なたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童1名に対して学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うため、看護師派遣委託料事業であります。当該児童が、長期入院及びコ

コロナ感染症の影響による一斉休校のため、実施利用日が23日間となったため、減額となっております。

公立学校情報通信機器整備補助金83千円の減、内訳は、家庭学習のための通信機器整備事業75千円の減、学校からの遠隔学習機能の強化事業4千円の減、G I G Aスクールネットワーク事業補助金4千円の減、いずれも事業費確定見込みによる補助金の減額です。

2節小学校費補助金297千円の増、「学校保健特別対策事業費補助金」1,200千円は、コロナ感染症対策等の学校教育活動継続の支援のため、児童が安心して学ぶことができるように実物投影機、サーキュレーター等を購入するための補助金ほか事業費確定見込みによる補助金の減額であります。

3節中学校費補助金943千円、内容は小学校費同様であり説明欄記載のとおりであります。

7節防衛施設周辺整備事業補助金10,000千円の増、厚岸町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金への造成額です。その基金の一部を活用し、学校給食費無償化に当てております。

18款財産売払収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入 124千円の増、教員住宅貸家料として、事業費確定見込みによる収入の増額です。

3ページ。22款諸収入、6項雑入、3目雑入、3節雑入、66千円の皆増、スクールバス廃車にともなう鉄くず売却代です。

以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出であります。5ページ、9款教育費全体では、17,859千円の減額補正でございますが、管理課所管分についてご説明いたします。

資料の左側の、款・項・目の順に進めてまいります、内容の説明は右側の事務事業毎に行います。

1項教育総務費、1目教育委員会費、178千円の減。

右側の事業別説明欄のとおり、事業費支出見込みによる計数整理であります。

2目事務局費、439千円の減額、右側の事業別説明欄をご覧ください。

教育委員会事務局422千円の減、主にコロナ感染症の影響により会議等が中止になり、旅費、需用費等を減額したものであり、その後も事業費の支出見込みによる計数整理であります。

教育事務評価会議17千円の減額、事業費の確定による計数整理であります。

3目教育振興費、6,217千円の減。

事業別説明欄のとおり、高等学校教育支援「通学バス定期券購入助成」については、コロナ感染症による休校のため利用者回数が減少したため、913千円の減であります。

8ページ、学校運営協議会153千円、教育振興一般361千円、町立教育研究所42千円、就学指導42千円、外国青年招致は121千円、それぞれ減額、支出見込みによる計数整理であります。

教育支援体制1,804千円の減、歳入で説明しました医療的ケア支援事業支出見込みによる減額補正であります。

厚岸町長寿命化計画策定事業176千円の減、公立学校情報通信機器整備事業2,605千円の減、入札結果による事業費確定に伴う減額補正であります。

9ページ、4目教員住宅費、79千円の減、右側の事業別説明欄、教員住宅143千円の増、主に修繕料として教員住宅給湯ボイラー修理であります。

教員住宅解体事業222千円の減、片無去老朽化教員住宅1棟の解体について、事業確定による減額補正であります。

5目就学奨励費、15千円の減、奨学審議会の事業費確

定による計数整理です。

6目スクールバス管理費、1,790千円の減、事業別説明欄、スクールバス運行のうち、減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、社会科見学や中体連等が予定より減少になり、運行回数が減ったことによるものです。

11ページ、7目諸費、159千円の減、学習支援対策として、コロナ感染症や自然災害発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整備するため、児童生徒に貸し出し可能なモバイルWi-Fiルーターを購入し、環境が整えられない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を構築する経費として計上しております。事業費確定による減額補正であります。

2項小学校費、1目学校運営費、5,116千円の増、厚岸小学校から太田小学校までの各学校における光熱水費のうち、コロナ感染症対策として、換気対応による暖房費の使用見込みの増が主なものでありますが、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。

13ページ、2目学校管理費、539千円の減、増額の主なものは、除雪機修繕などの修繕料及び各小学校で不要となったブラウン管テレビの廃棄手数料ほか、事業費確定による減額補正であります。

14ページのスクールバス整備事業、備品購入費1,125千円の減、上尾幌線スクールバス14人乗り入札執行に伴う事業費確定による減額補正となっております。

15ページ、3目教育振興費、4,239千円の減、事業別説明欄のとおり、修学旅行費助成556千円の減、GOTOトラベル補助などにより1人あたりの経費が減額になったほか、学校給食費支援560千円の減は、コロナ感染症影

響により、休校による実績見込み減額補正となっております。

18ページ、要・準要保護児童就学援助等2,653千円の減、準要保護の人数を101人見込んでいたが、実績見込みで85人及びコロナ影響による休校のための給食費の支出見込みによる減額であります。特別支援教育就学奨励についても51人を見込んでいたが該当する児童の実績見込みが27人のための減額であります。

4目諸費、小学校感染症対策2,696千円の増、学校保健特別対策事業補助金により感染症対策に必要な備品や学習保障に係る教材備品等の経費を校長判断で整備できる事業であり、網戸、サーキュレーター、実物投影機、テレビモニター等を整備する事業であります。

3項中学校費、1目学校運営費、2,821千円の増、厚岸中学校から太田中学校までの各学校における光熱水費のうち、コロナ感染症対策として、換気対応による暖房費の使用見込みの増が主なものであります。光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。

19ページ、2目学校管理費、1,262千円の増、事業別説明欄、学校管理1,351千円の増、主に厚岸中学校玄関前街灯工事などの修繕料及び各中学校で不要となったブラウン管テレビの廃棄手数料となっております。

21ページ、3目教育振興費、6,479千円の減、小学校同様事業別説明欄のとおり、主に修学旅行費助成1,385千円、学校給食費支援1,869千円、要・準要保護児童就学援助等2,762千円の減など、事業執行確定見込みに伴う減であります。

23ページ、4目諸費、中学校感染症対策2,687千円の増、小学校同様感染症対策に必要な備品や学習保障に係る教材備品等の経費を校長判断で整備できる補助事業であり、サーキュレーター、実物投影機、テレビモニター

等を整備する事業であります。

31ページをお開き願います。下段、6項保健体育費、1目保健体育総務費、691千円の減、事業別説明欄のとおり、いずれも支出見込みによる計数整理であります。

39ページ、4目学校給食費53千円の増、学校給食センター調理用消耗品、マスク・エタノールなど衛生消耗品購入費として507千円の増、燃料費重油代637千円の減、電気料289千円の増、それぞれ実績見込みによる補正であります。

修繕料185千円の増は、食器洗浄機及び排水溝網かご修繕であります。

その他の項目については、すべて実績見込みによる補正であります。

以上、簡単ですが管理課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。事項別明細書1ページ歳入にお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、2ページの5節社会教育費補助金3千円の減、アイヌ政策推進交付金（博物館運営）を充当する海事記念館展示物整備事業の執行残に合わせ3千円の減額を行うものです。

次に、3ページ、22款諸収入、6項雑入、3目雑入、4ページ右側説明欄中、複写機使用実費収入（情報館）2千円の減、パソコン講座受講料74千円の減、自動販売機設置電気料（情報館）22千円の減、いずれも新型コロナウイルスの影響による利用者減少に伴う減額であります。

次に、歳出であります。事項別明細書23ページをお開き下さい。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 2,271千円の減、24ページ右側説明欄中、事業名、青少年問題協議会 132千円の減、社会教育委員45千円の減は新型コロナの影響から協議会、会議の書面会議での開催や研修会の中止などによる減額であります。

事業名、青少年育成センター49千円の減額は、実績に伴う減額です。社会教育活動195千円の減額は、新型コロナ感染の影響により研修の中止、少年の主張、通学合宿などの中止に伴う減額です。

次ページをお開きください。

事業名、芸術文化1,850千円の減、新型コロナの影響から学校等で行う芸術鑑賞の中止、町民文化祭の中止、団体への助成において各種大会などの中止や動画審査に伴い減額するものであります。

なお、今年度は年度当初から緊急事態宣言や新たな生活様式の励行などに対応し感染予防対策も図り、これに対応しながら鑑賞形態の工夫や代替えの事業を組むことは困難でしたが、文化祭展示の中止につきましては出展者の要望をお聞きし1月に情報館での作品展の開催を行ったところです。

2 目生涯学習推進費538千円の減額、ページ説明欄中、事業名、生涯学習活動289千円の減額は、新型コロナの影響に伴う講座の中止など実績に伴う減額です。

事業名、生涯学習施設249千円の減額は、主に緊急事態宣言などで真龍小学校生涯学習施設が休館となり管理人配置が不要となった分の施設管理委託料の減額であります。

次に、3 目公民館運営費136千円の減額、事業名、公民館管理16千円の減は、実績に伴う減額です。

事業名、公民館活動120千円の減は、主に新型コロナの影響により生きがい大学は、人数を分け少人数開催として2回、延べ6回の開催となりこれに伴う減額です。

次ページをお開きください

4目文化財保護費432千円の減、事業名、文化財専門委員会105千円の減額は、新型コロナの影響により委員会の書面会議に伴い報酬費及び旅費の減額であります。

事業名、文化財保護166千円の減額は、新型コロナの影響から文化財系の職員研修の中止、事業で歴史講演会（9-10月頃）、ふるさと教室（7-8月頃）などの中止に伴う減額です。

事業名、アッケシソウ保護増殖事業30千円の減額は、実績に伴う減額であります。

事業名、史跡国泰寺跡整備事業131千円の減、今年度、国泰寺敷地内の側溝蓋の事業は完了していますが、整備検討委員会開催に伴う文化庁と道担当者の出席について2日滞在の予定が1日となり、飛行機代が安く済んだことによる減額です。

次に、5目博物館運営費125千円の減、事業名、海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会53千円の減は、委員の報酬等について新型コロナの影響により書面会議となり減額するものです。

次ページをお開きください。

事業名、海事記念館53千円の減は、新型コロナの影響により事業の中止及び事業の実績に伴う減額のほか修繕費で、海事記念館ホール天井照明の電球切れに伴うLED化128千円、展示ケース照明の故障に伴うLED化88千円を執行残と合わせ151千円の増額、備品購入費で故障に伴うFAXの購入47千円であります。

事業名、海事記念館展示整備事業3千円の減は、アイヌ交付金で整備する事業のうちデジタルサイネージ（43型広告用モニター）の購入での残額3千円の減額であります。

事業名、郷土館5千円の減、事業名、太田屯田開拓記念館11千円の減は、いずれも防犯消防設備保守点検委託

料で、事業の執行による減額です。

次に、6目情報館運営費757千円の減、事業名、情報館協議会38千円の減、事業実績に伴う報酬及び旅費の減。

次ページをお開きください。

事業名、厚岸情報館507千円の減は、事業実績に伴う減額に加え、新型コロナの影響による職員研修の中止や臨時休館による光熱水費の減額、補助金では映画鑑賞推進協議会の上映会中止に伴う90千円の減額が主な内容です。

事業名、厚岸情報館分館6千円の減、事業名図書館バス運行5千円の減は、事業実績に伴う減額です。

事業名、情報通信技術講習181千円の減額、新型コロナの影響による講習会の中止による謝礼金、消耗品の減であります。

事業名、ブックスタート20千円の減額は、事業実績に伴う減額であります。

以上、簡単ではありますが生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。事項別明細書の歳入の1ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、2ページ、4節保健体育使用料536千円の減、節説明欄、いずれも記載の各施設の利用実績及び今後の見込みによる減額であります。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金（社会体育）200千円の減と、同じく（温水プール）100千円の減は、施設のトイレ改修工事の入札執行による減額であります。

次に、3ページ、22款諸収入、6項3目3節雑入、4ページ、自動販売機設置電気料(スポーツ施設)42千円の減、同じく(温水プール)6千円の減、自動販売機売り上げ実績と今後の見込みによる減額で、鉄くず売払代(スポーツ振興)110千円新規計上、旧スポーツバス廃車に伴う売り払い代の計上、自動車損害共済金(スポーツ振興)1,483千円と自動車損害賠償金(スポーツ振興)362千円新規計上では、先ほど議案第2号で説明したスポーツバス事故の任意保険と相手方からの賠償金の計上、過年度自動車損害保険料還付金(スポーツ振興)7千円新規計上では、廃車にする旧スポーツバスの昨年度納入した保険料の還付金の計上であります。

続きまして歳出でございます。33ページをお開き願います。

6項保健体育費、2目社会体育費、5,440千円の減額であります。

34ページの説明欄、事業別で説明いたします。中段のスポーツ推進審議会107千円の減は、新型コロナの影響により年2回開催される審議会を書面開催としたことから報酬及び費用弁償の減額であります。

次に、社会体育一般141千円の減は、執行額確定による計数整理であります。

次に、スポーツ推進委員198千円の減は、36ページにまたがりませんが、新型コロナの影響によりスポーツ推進委員の各種の活動及び管内等の会議が中止となったことによる減額であります。

次に、スポーツ施設755千円の減は、需用費の燃料費229千円の増は灯油の増額で、光熱水費347千円の増は水道料の増額で主にスケートリンクで使用した水道料であります。委託料1,082千円の減につきましては、新型コロナの影響により体育館(4/20～5/25)とパークゴルフ場(4/25～5/17)を一時休館としたことによる施設管理

委託料の減額が主なものであります。

次に、スポーツ振興2,281千円の減、38ページにまたがりますが、減額の主なものは新型コロナの影響により各種の事業や大会等が中止となったことによるもので、特に38ページ補助金のスポーツ振興助成1,043千円の減は、スポーツの北海道大会が自粛されたことにより減額となっております。

次に、学校開放10千円の減は、謝礼金の実績と今後の見込みによる減額であります。

次に、宮園公園施設整備事業は、海洋センター、勤労者体育センター及び宮園公園休憩所のトイレのウォシュレット改修で、369千円の減は入札執行による減額であります。

次に、宮園公園野球場整備事業は、野球場で使用する備品の購入で、14千円の減は事業費確定のよる減額であります。

次に、スポーツバス購入事業は、スポーツ少年団を送迎するためのバスの購入で、1,565千円の減は事業費確定のよる減額であります。

続いて、3目温水プール運営費、1,970千円の減、事業名、温水プール1,233千円の減、需用費の燃料費及び光熱水費の減は、新型コロナの影響により4/21から5/25日迄の間を閉館としたことによる減額で、修繕料255千円の増は、浄化槽ブロアー室外壁の修繕、ロビー排煙装置の修繕、プールサイドの床暖用ポンプ修繕、給気電動シャッターの修繕の計上で、40ページ備品購入費40千円の計上は、事務所の電話機の更新であります。

次に、温水プール施設整備事業は、トイレのウォシュレット改修で、737千円の減は入札執行による減額であります。

以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●教育長 内容は、町議会第1回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。
これから質疑を行います。

●田辺委員 今回、議案第2号にありましたスポーツバスの事故の関係ですが、歳入の方では項目として共済金、賠償金ということで挙がっているのですが、これに伴う、いわゆる、修繕費といった歳出ですが、今回の補正には出てこないのですが、その点について教えていただきたいのですが。

●スポーツ課長 この事故を起こしたバスにつきましては、今年度導入予定でしたスポーツバスとのつなぎとして建設課所管のバスを借りて運行していたバスでして、もともと新しいバスが入った段階で廃車にする予定でした。今回、この事故のタイミングで廃車にすることになりましたので、修繕ということは発生しておりません。

●田辺委員 わかりました。それと、損害賠償ということで金額が出ています、530千円ですか、これの算出はどのようになっているのでしょうか。

●スポーツ課長 これにつきましては、我々が加入している共済保険の方から、直接支払いますので、支出の方では見ておりません。

●田辺委員 そうすると、歳入、歳出のところには挙がってこないということですか。

●スポーツ課長 はい、そのとおりです。

●田辺委員 歳入の方に挙がってきている共済金と賠償金、先ほどの説明では、町のバスの方で受ける側の分だけ挙がっていることになる、そういう意味でよろしいでしょうか。

●スポーツ課長 はい、そのとおりです。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 ここで暫時、休憩したいと思います。

再開後の協議第1号、「令和2年度厚岸町立学校卒業式の参列者について」は、管理課長と指導室長に出席願います。

そのほかの職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

(休憩中)

- 教育長 再開します。次に、協議第1号「令和2年度厚岸町立学校卒業式の参列者について」を議題といたします。

(協議中)

- 教育長 では、本年につきましては、来賓の参列は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から見送ることといたします。

- 教育長 ここで、事務局から追加議案が提出されております。これを日程に加え、この場で審議したいと思いますが、いかがですか。

(はい。の声)

- 教育長 本件は懲戒処分案件でありますので、会議規則第15条の規定により、非公開といたしたいと思いますが、よろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 それでは、そのように決定いたします。

- 教育長 議案第7号「厚岸町教育委員会職員の懲戒処分の決定について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました議案第7号「厚岸町教育委員会職員の懲戒処分の決定について」、その提案理由をご説明申し上げます。

【非公開案件により、削除する】

以上、簡単ではありますが、議案第7号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 教育長 内容は、懲戒処分に相当すると認められる厚岸町教育委員会職員の処分を決定することについてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第2回教育委員会を閉会します。